

横須賀市立学校給食室空調整備業務委託
要求水準書

令和 7 年 4 月

横須賀市教育委員会事務局
教育総務部 学校管理課

— 目 次 —

第 1.	総則	P. 1
1	本要求水準書の位置づけ	
2	基本方針	
3	業務内容	
4	業務範囲	
5	適用基準等	
6	対象学校について（初年度契約予定分）	
7	業務責任者等の配置	
8	貸与資料	
第 2.	空調設備に関する要求水準	P. 5
1	共通事項	
2	室内機	
3	室外機	
4	配管設備等付帯設備	
5	ガス設備	
6	電気設備	
第 3.	設計業務に関する要求水準	P. 8
1	業務内容	
2	基本事項	
3	実施体制	
4	設計図等の提出	
第 4.	施工業務に関する要求水準	P. 11
1	業務内容	
2	基本事項	
3	竣工図等の提出	
4	実施体制	
5	作業日及び作業時間	
6	その他	
第 5.	統括管理業務等に関する要求水準	P. 16
1	業務内容	
2	基本事項	
3	実施体制	

第 6. 関係機関への届出等 P. 17

第 7. 学校との調整事項 P. 17

対象施設一覧表 P. 18

第 1. 総則

1 本要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、横須賀市（以下、「市」とする。）が、横須賀市立学校給食室空調整備業務委託（以下、「本事業」とする。）について、本事業を行う受託者（以下、「事業者」とする。）に対し、市が要求する最低限の満たすべき水準を示すものである。事業者は本要求水準書の内容を十分に確認し、業務を遂行すること。

2 基本方針

本事業の基本方針は、以下のとおりである。

- （1）安全安心な給食を提供するため、衛生管理及び労働安全の観点から、給食施設内の温度及び湿度を適切に保つことを目的に空調設備を導入する。
 - ア 調理室の冷房能力を 400W/m²、その他 200W/m² 以上とする。
 - イ 労働安全の観点から、給食調理員が快適に作業できる室内環境を実現する。
- （2）冷暖房設備の適正な性能を維持しながら、省エネルギー、省コスト、省メンテナンスが図れるようにした設計及び施工を実施すること。
- （3）空調設備設置後は、長期的に衛生的な環境及び快適な職場環境を維持するため、設計・施工においても工夫を行うこと。
- （4）空調設備の設置工事にあたり、日々の学校給食の提供を含む学校活動に支障を来さないよう十分配慮すること。
- （5）環境に配慮し、効率的なエネルギーの利用、リサイクル材の利用等に留意するとともに、施工段階から維持管理も見据えた範囲まで環境保全に留意する。
- （6）下請等契約を締結する場合には、市内に本店を有する事業者を可能な限り活用する等、地域経済の活性化に貢献すること。（工事にあたる業務については、市内事業者を活用することを原則とします。）

3 業務内容

本事業は、市立学校の給食室 42 施設に対し、空調設備を設置する工事（付帯工事を含む。）の設計業務、施工業務、工事監理業務、その他業務を実施する。設備設置工事後は使用可能な状態にした上で、市へ引き渡すこと。

（1）対象施設数

- ア 小学校給食施設
40 施設
- イ ろう学校給食施設
1 施設
- ウ 養護学校給食施設
1 施設

(2) 設備設置場所

ア 室内機

原則、調理室、下処理室及び1階配膳室に設備を設置すること。ただし、調理室と下処理室・配膳室が一体となっている、下処理室・配膳室に設置スペースがないなど特別な理由を有する施設については、市及び学校と協議の上、調理室のみの設置としても良い。

イ 室外機

近隣住民の生活及び学校活動に支障を来たさない最善の場所に設備を設置すること。

(3) 工事期間・業務スケジュール等

前提条件

令和7年度から令和9年度までの3か年で全42施設の整備を想定。

(令和7年度16施設、令和8年度16施設、令和9年度10施設を想定。)

工事期間(設置完了検査を含む。)

令和7年度実施分については、契約締結日から令和8年3月31日までとし、令和8年度実施分及び令和9年度実施分については、予算の議決時期、予算区分等により別途決定する。

また、本プロポーザルの提案内容等により各年度の実施施設数は変動する可能性があること、令和8年度以降の契約については、令和7年度の施工内容や工事の進捗等から、3か年の計画履行に特段支障がないと判断ができる場合、令和8年度以降の予算が議決され、かつ受注者、発注者双方が合意した場合、令和7年度受託事業者と随意契約を結ぶことを申し添えます。

4 業務範囲

事業者は、下記の業務について、本要求水準を満たした上で遂行すること。なお、本要求水準書に明記のない事項は、すべて協議により決定するものとする。

また、下記の業務を他の事業者へ委託する場合は、「業務実施事業者選定通知書(様式1)」を契約時に市へ提出すること。

- (1) 設計業務
- (2) 施工業務
- (3) 統括管理業務
- (4) その他業務

5 適用基準等

本事業の実施にあたっては、関係法令、条例、規則、要綱を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求仕様と照らし適宜参考とすること(特に記載のないものは国土交通省大臣官房官庁営繕部監修とする)。また、関係法令、条例、規則、要綱、基準、指針等は全て公募時点において最新版を適用すること。なお、本

事業の実施に関して特に留意すべき関係法令、条例、適用基準等は次のとおりである。

(1) 法令等

建築基準法
消防法
労働安全衛生法
労働基準法
電気工事士法
騒音規制法
振動規制法
学校保健安全法
計量法
建築士法
建設業法
建築物における衛生環境の確保に関する法律
エネルギーの使用の合理化に関する法律
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
石綿障害予防規則
大気汚染防止法
ガス事業法
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
電気設備に関する技術基準を定める省令
その他関連する法令等

(2) 条例等

横須賀市建築基準条例
横須賀市建築基準法施行取扱規則
横須賀市環境基本条例
横須賀市火災予防条例
横須賀市火災予防条例施行規則
神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例
横須賀市水道事業給水条例
横須賀市下水道条例
その他関連する条例、規定等

(3) 基準・指針等

学校環境衛生基準〔文部科学省〕

公共建築工事標準仕様書

(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)〔国土交通省〕

建築工事標準詳細図〔国土交通省〕

公共建築設備工事標準図(電気設備工事編、機械設備工事編)〔国土交通省〕

公共建築改修工事標準仕様書

(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)〔国土交通省〕

建築設備設計基準〔国土交通省〕

建築設備耐震設計・施工指針〔独立行政法人建築研究所監修〕

官庁施設の総合耐震計画基準〔国土交通省〕

建築工事監理指針〔国土交通省〕

電気設備工事監理指針〔国土交通省〕

機械設備工事監理指針〔国土交通省〕

建築保全業務共通仕様書〔国土交通省〕

内線規程〔社団法人 日本電気協会〕

高圧受電設備規程〔社団法人 日本電気協会〕

高調波抑制対策技術指針〔社団法人 日本電気協会〕

非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針〔環境省〕

建築物の解体等に係る石綿飛散対策防止マニュアル〔環境省〕

※その他本事業の実施にあたり必要となる関係法令 等

6 対象学校について(初年度契約予定分)

小学校給食施設(16施設、提案による。)

※初年度について、ろう学校及び養護学校は含まないこととする。

なお、初年度実際に施工する学校については、契約時に改めて市と協議する。

各校におけるガス・電気等のエネルギー方式に関しても、コスト・工期・維持管理まで見据えた観点から、提案すること。

7 業務責任者等の配置

本事業を統括する「業務担当者(統括業務責任者)」及び、以下の業務責任者をそれぞれ配置し、契約締結後直ちに「選任届(様式2-①)」により市へ報告すること。なお、各業務責任者は、以下で示す各業務の要求水準で定める要件を満たす者とする。

(1) 業務担当者(統括業務責任者)

(2) 設計業務責任者

(3) 施工業務責任者

(4) 統括管理業務責任者

8 貸与資料

- (1) 市が提供する学校の図面等の資料は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いには十分注意すること。
- (2) 事業者は、提供された資料等を本事業に関わること以外で使用しないこと。また、不要になった資料等は、速やかに市へ返却すること。
- (3) 提供した資料等を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理した上で、資料等の返却時までにはすべて廃棄すること。
- (4) 市が貸与する資料については参考であり、その内容を市が保証するものではない。

第2. 空調設備に関する要求水準

1 共通事項

- (1) 調理室の冷房能力を 400W/m²、その他 200W/m² 以上を想定する。
- (2) 暖房能力については(1)の能力を備えたものであれば、能力は問わない。
- (3) 施設ごとに費用対効果の高い動力源を採用すること。
- (4) 学校活動及び近隣住民の生活への影響（騒音、振動等）に配慮すること。
- (5) 施設ごとの状況や特徴等あらゆる要素を考慮した上で、最善の設備を選定すること。
- (6) 環境負荷低減に資する設備を選定すること。
- (7) 既存の建物や設備に影響を与えない設備を選定すること。
- (8) すべての設備において、学校給食衛生管理基準（文部科学省）を満たす仕様であること。
- (9) 設備を正常に稼働させるにあたり、既存の関係設備の活用ができない場合は、当該既存設備の改修又は更新等の処置を講じること。
- (10) 調理室、下処理室及び配膳室の空調機リモコンは原則部屋ごとに操作できるように設置をすること。ただし、一体となっている部屋についてはこの限りでない。リモコンタイプは原則壁付けワイヤードとするが下処理室及び配膳室で部屋面積が小さくルームエアコンとした場合はワイヤレスリモコンでも良い。なお、設置位置を含めたりモコンに関しては、事前に対象校と協議すること。

2 室内機

- (1) 冷暖房機は、原則として厨房用の業務用ヒートポンプエアコンとし、室内機は目詰まり防止用対策や、外板には油やサビに強いステンレスを使用した機器とすること。ただし、調理室と一体となっていない下処理室及び配膳室はこれによらない。
- (2) 食材に直接風が吹きつけることがないように、風向の変更が可能な仕様であること。
- (3) 機能を正常に維持するにあたり、清掃や保守点検が容易であること。
- (4) 設備の設置にあたっては、必要な安全対策、防振対策等を講じること。

- (5) 振れ止め金具は脱落を防止するため、クリップで固定するタイプは使用しない。また、吊り棒には4面に斜め材を施すこと。
- (6) 屋内で吊りボルトが露出する場合は、化粧管でカバーすること。
- (7) 照明、火災報知機、扇風機、スクリーンなどが干渉する場合、事前に市及び対象校と協議し、撤去又は移設などを行い適切に処置すること。
- (8) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）に基づく環境に配慮した設備を選定すること。

3 室外機

- (1) 熱源方式は、ガスヒートポンプエアコン（以下、GHPとする）または、電気ヒートポンプエアコン（以下、EHPとする）とする。
- (2) 地上に設置する場合には、原則、安全、いたずら防止の観点から、スチールフェンスの設置を行うものとする。なお、スチールフェンスは、点検用の扉及び鍵を設け、保守点検に支障のない面積を確保し、高さは G L +1、500mm 以上とする。また、落下や転倒の無いように堅牢に取り付けること。設置スペースの都合上、上記対策が困難な場合は、各校ごとの安全対策については都度協議とすること。
- (3) 給食調理室の屋根に室外機の設置する場合は、構造計算まで行う必要はないが、事業者において構造的な検証を行い市に提案すること。（GHPを除く）
- (例) 建築基準法施行令第 85 条を参照のうえ、おおむね影響のないことの確認及び設置位置に関する工夫（梁上またはその近辺にするなど）
- (4) 室外機等の機器は、隣接する住宅等には十分配慮し、必要な安全対策、防球対策、防音対策、防振対策を講ずるものとする。また、必要に応じてスプリング防振対策を実施すると共に、機器番号、設置年月、施工者名を見えやすい位置に表記すること。
- (5) 高調波抑制対策技術指針に準拠し、将来にわたって高調波環境目標レベル以下を維持するため、高調波対策に配慮すること。
- (6) 室外機の排熱先に支障がある場合には、ルーバー等を取付けること。
- (7) なお、室外機の設置位置に対しては、各課題を把握したうえで提案とすること。
- (8) 既設設備（避難器具、配管、マンホール等）、工作物（自転車置場、倉庫等）、樹木などが干渉する場合、撤去又は移設などを行い適切に処置すること。なお、撤去又は移設するにあたり、事前に市及び対象校と協議すること。
- (9) GHP方式を採用する場合は、室外機のドレンを適切に排水するよう配慮すること。
- (10) 塩害については海との間に遮るものがある場合は選定方法 1、遮るものがなければ選定方法 2 とする。

ア 選定方法 1

海岸線距離	～300mまで	耐重塩害
海岸線距離	300m～1 k mまで	耐塩害

イ 選定方法2

海岸線距離 ~500mまで 耐重塩害

海岸線距離 500m~2 k mまで 耐塩害

4 配管設備等付帯設備

- (1) 冷媒管については、ラッキング等により保護すること。なお、配管支持材、ラッキング等は耐久性や耐食性に配慮すること。
- (2) 必要に応じてドレンアップキットを設置すること。
- (3) メンテナンスの観点から、ドレンアップ組み込み型の機器ではなく、別置きタイプを採用すること。
- (4) 冷媒配管は原則として埃だまりの無いように天井内隠ぺいとすること。ただし、埃だまりを最小限になるよう考慮し化粧ケースで保護をすることにより露出配管をしても良いこととするが事前に市及び対象校と協議すること。
- (5) 屋内機ドレンは既存雨水桝又は施設運営に影響のない場所へ放流すること。屋内放流については地流しや側溝など直接流れる形とし、ドレンが給食室内を流れるような場所に開放しないこと。洗面器は衛生上と配管や備品が多く不可とする。ただし、契約後の最終的な設計では市及び対象校との協議により決定する。
- (6) 配管支持材はステンレスとする。
- (7) 電源線及び通信線は、メーカー指定品又は推奨品を使用すること。

5 ガス設備

- (1) ガス設備については、ガス事業法等の関係法令の定めるところによること。
- (2) 適切な系統分けを行い、空調用のガスメーターを設置すること。
- (3) 不等沈下の恐れがある場合は、必要に応じて埋設配管の損傷を防止する措置を講ずること。
- (4) ガス管の管径は、各系統のガス消費量、ガス発熱量、同時使用及び圧力損失に基づき算定すること。また、本市の別事業における学校施設への空調設置を踏まえ、市と調整及び協議の上で、管径（口径）を決定すること。
- (5) 都市ガスについては、ガス事業者の供給規定によるものとする。
- (6) 液化石油ガス機器の設置場所及び設置上の留意点は、「ガス機器の設置基準及び実務指針」、「業務用ガス機器の設置基準及び実務指針」、「L Pガス設備設置基準及び取扱要領」によること。

6 電気設備

- (1) E H P空調設備の電源は、原則、既設キュービクルから供給すること。既設キュービクルに余剰がない場合は、事前に市と協議の上、E H P空調設備電気容量と既設変圧器容量を確認し、変圧器容量が不足している場合は、必要な容量の変圧器に取替える、もしくは増設するなどの処置を施すこと。
また、冷暖房設備専用キュービクルを増設して供給してもよい。

- (2) GHP空調設備について原則として、既設キュービクル内の電源取り出しブレーカは既設予備回路を利用すること。既設がない場合は、事前に市と協議の上、新たにブレーカを増設すること。
- (3) 給食施設空調設備専用電源盤（以下、「空調電源盤」とする。）を原則、給食施設外壁に設けること。
- (4) キュービクルから空調電源盤までは、保護協調を考慮すること。
- (5) 空調電源盤は、ステンレス防水型鍵付とし、主幹ブレーカ(MCB)、分岐ブレーカ(ELB)を設置すること。
- (6) 幹線ルートは、埋設管路（既設の予備配管、ケーブルラック等については、使用可能とする。）とし、キュービクルから給食施設まで学校業務に支障の無い箇所とすること。既設管路等が使用できない場合は、新設を計画すること。
- (7) 室外機と空調電源盤の距離がある場合は、必要に応じて手元開閉器(ステンレス製防水型鍵付き)を設けること。
- (8) ケーブルは可能な限りエコケーブルとし、ケーブルサイズは、電力容量及び電圧降下を考慮すること。
- (9) 新設配管の支持金物はステンレス製とし、アンカー施工ができない場合は既存支持金物を使用すること。
- (10) 屋外配管は、厚鋼電線管と防水プリカとすること。
- (11) プルボックスはステンレス製防水型、接地端子付きとする。
- (12) 厚鋼電線管は、溶融亜鉛メッキ仕上げとすること。
- (13) 空調制御線は、電気配線とは同一管路等に入れないこと。ただし、セパレータを利用する場合にはその限りではない。
- (14) 手が届く範囲にある電線管等の支持方法については、安全のための措置をとること。
- (15) キュービクル内の施工にあたっては、電気主任技術者と調整の上で、安全性に配慮した施工を行うこと。
- (16) キュービクル内、空調電源盤及び幹線の施工にあたっては、最新版の「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築工事標準図」、「高圧受電設備規程」等によること。
- (17) 工種ごとに施設に対して損傷・汚損などが生じないように、適当な養生を施すこと。特に給食室内の作業時には、衛生面に配慮のうえ作業に努めること。

第3. 設計業務に関する要求水準

1 業務内容

(1) 設計業務

空調設備を設置する工事（附帯工事を含む。）に必要な設計を行い、以下「4 設計図書等の提出」で示す関係書類を作成の上で、市の承認を得ること。

(2) 市との打ち合わせの実施

契約後直ちに本要求水準書をもとに市と安全管理、工事計画及び工程の調整を含めた打ち合わせを行う。

(3) 各学校長との調整

各学校長と空調設備の設置場所や工事スケジュール等の調整を行うこと。

(4) 全体工程表の提出

各学校長との調整後に、全体工程表を作成し、市に提出の上、承認を受けること。

(5) 議事録の作成

市との打ち合わせ及び、学校との調整内容について議事録を作成し、市へ提出すること。

(6) その他付随業務

ア 諸官庁との調整業務

イ 申請業務

空調設備設計業務にあたり必要となる各種許可申請、届出等がある場合は、事業者の責任において適切に実施すること。また、市に報告すること。

ウ 検査業務

事業者は、自主検査を実施し、完了後に、速やかに市へ検査結果を報告すると共に、設計概要の説明を行い、市の承認を受けること。

(7) その他

本要求水準書に記載がない事項についても、事業の遂行にあたり当然必要と推測される場合は、事業者の負担により実施すること。

2 基本事項

給食室内に設置する空調設備は、学校給食衛生管理基準を遵守の上で、設置工事（付帯設備を含む。）の設計を行うこと。

(1) 本業務に必要となる電気、ガスのエネルギーについて、既設の容量では不足すると予測される場合には、適切な措置を講じた上で、空調設備及び既存の設備に影響を来さないように考慮すること。

(2) 可能な限り調理中や洗浄中の蒸気が直接室内機に当たらない位置に設置すること。

(3) 現地確認により空調設備の設置に支障をきたす状況が予想された場合、事業者は直ちに市に報告し対応について協議すること。

(4) 構造耐力上、既存施設の主要な部分は貫通させない。

(5) 既存設備、樹木等が干渉する場合、事前に市と協議した上で、撤去（撤去の場合は木の伐根まで）又は移設などを適切に行うこと。

(6) 将来的な施設改修工事等を見越して、その際に仮設足場設置等に影響を及ぼさないよう配慮して、空調設備を設置すること。

(7) 既存設備の保守点検等で障害にならないように空調設備を設置すること。

(8) 空調設備の設置に際し、既存構造物の形状変更は必要最小限とすること。

- (9) 配管・配線等の敷設については、学校活動に支障の無いよう配慮すること。
- (10) 給食室内の気流に配慮し、適切な場所に適切な台数を設置すること。
- (11) 消防法に準拠し避難経路等には空調設備類を設置しないこと。また、新たに設置する配管は非常用進入口及び非難動線等に干渉しない位置とすること。
- (12) 通常、児童の手の届かない位置に配管すること。
- (13) 使用する室外機等が、騒音規制法等の特定施設に該当しない場合であっても、その騒音値が学校の敷地境界線上にて当該地域の騒音に係る規制基準値を超える場合には防音壁等を設置し、当該規制値を遵守すること。
- (14) 設計内容により既存の建材に影響を及ぼす場合、石綿の含有の有無の調査を行うこと。市が貸与する資料等で確認できない場合は、石綿定性分析を行うなどにより含有の有無を明らかにすること。
なお、調査にかかる費用は事業者の負担とし、原則として事業費の増額は行わないものとする。
- (15) 給食室が停電となる作業がある場合は、必要機器に仮設電源を供給すること。

3 実施体制

- (1) 設計業務を総合的に管理する設計業務責任者を1名配置すること。なお、当該責任者については、選任者届（様式2-①）により、市へ報告すること。
- (2) 設計業務責任者は、本事業の目的や趣旨、内容を十分に理解し、次の要件を満たす者とする。
 - ア 事業者又は、設計業務受託企業の常勤の自社社員であること。
 - イ 建築一般知識、建築法規及び建築設備の知識を有し、建築設備に関する設計実務経験を有する者。
 - ウ 電気設備・機械設備・建築工事の設計趣旨・内容を総括的に反映でき、現場で生じる各種課題や市からの求めに対し、的確な意思決定ができること。
- (3) 設計業務責任者は、施工業務責任者と兼務することはできない。
- (4) 設計業務期間中に、正当な理由により設計業務責任者を変更する場合は、選任者届（変更）（様式2-②）を事前に市へ提出すること。
- (5) 電気設備設計者
以下のいずれかに該当すること。
 - ア 建築士または建築設備士で電気設備設計の実務経験を有する者
 - イ 一級電気工事施工管理技士資格取得後3年以上の電気設備設計実務経験を有する者
 - ウ 電気主任技術者資格取得後3年以上の電気設備設計実務経験を有する者
 - エ 大学（専門課程）卒業後5年以上の電気設備設計実務経験を有する者
 - オ 高等学校（専門課程）卒業後8年以上の電気設備設計実務経験を有する者
 - カ 上記のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
- (6) 機械設備設計者
以下のいずれかに該当すること。
 - ア 建築士または建築設備士で空調設備設計の実務経験を有する者

- イ 一級管工事施工管理技士資格取得後３年以上の空調設備設計実務経験を有する者
 - ウ 空気調和・衛生工学会の設備士資格取得後３年以上の空調設備設計実務経験を有する者
 - エ 大学（専門課程）卒業後５年以上の空調設備設計実務経験を有する者
 - オ 高等学校（専門課程）卒業後８年以上の空調設備設計実務経験を有する者
 - カ 上記のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
- (7) 建築設計者
- 以下のいずれかに該当すること。
- ア 一級または二級建築士で実務経験を有する者
 - イ 上記のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

4 設計図等の提出

設計業務に関する以下の書類を作成し、事前に市の承認を得た上で直ちに、紙媒体及び電子媒体（ＣＡＤデータ及びＰＤＦデータ）を担当部署へ提出すること。その際は、広く一般に普及し信頼性の高いウィルス対策ソフトを使用し、最新のデータに更新したものを使用すること（以下、電子媒体提出は同様とする）。なお、当該書類は、両者において適切に管理保管すること。

(1) 設計図（Ａ３） １部

設計図は以下の書類により構成するものとする。

- ア 表紙
 - イ 案内図・配置図
 - ウ 機器表・凡例
 - エ 平面図（空調設備・電気設備）
 - オ 平面詳細図（給食施設・空調設備周辺・キュービクル周辺等）
 - カ 受変電設備単線結線図
 - キ その他施工上必要な図面
- (2) 各学校長等関係者との調整に係る議事録

第４． 施工業務に関する要求水準

1 業務内容

(1) 施工計画書及び工程表の作成

市による設計図書の承認後、速やかに施工計画書及び工程表を市に提出し、承認を受ける。なお、施工計画書の内容は以下による。

- ア 主要資材(使用材料のメーカー記載)
- イ 緊急時の体制及び対応(事故、又は災害発生時の連絡系統図、事故報告)
- ウ 安全管理(安全管理体制、安全対策、仮設計画等)
- エ 廃棄物の適正処理(処理委託業者名、マニフェスト使用の徹底)

オ 施工体制台帳、施工体系図

カ 有資格者名簿(一覧、資格証写し)

(2) 設置工事の実施

施工計画書及び工程表を市へ提出後、建設業法等に規定されている現場標識を適切な場所に掲示し、対象施設に空調設備を設置する工事（附帯工事を含む。）を行う。

(3) 市との打ち合わせの実施

必要に応じて、施工範囲や工事手法等の詳細資料を作成し、市と打ち合わせを行う。

(4) 議事録の作成

市との打ち合わせ内容について、速やかに議事録を作成し、データで市へ提出すること。

(5) 検査業務

事業者は、自主検査を実施し、完了後に、速やかに市へ検査結果を報告すると共に市の承認を受けること。

(6) 工事完了後の書類提出

工事完了後は、以下「3 竣工図の提出」に記載する書類を作成し、市へ提出する。

(7) 設備操作マニュアルの作成及び説明会の実施

冷暖房設備供用開始前に取扱説明書とは別に学校向けに簡易操作マニュアルを作成し、設置後、学校ごとに操作方法を説明すること。

(8) その他

本要求水準書に記載がない事項についても、事業の遂行にあたり当然必要と推測される場合は、事業者の負担により実施すること。

2 基本事項

給食室内に設置する空調設備は、学校給食衛生管理基準を遵守の上で、設置工事（付帯設備を含む。）を行うこと。

(1) 施工にあたり、既存設備の電灯・動力・用水は、使用できるものとする。

(2) 事業者は、以下のアからオの法令等に基づき、建設副産物の発生量の抑制、再利用、適正処理に努めること。

ア 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）

イ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律 48 号）

ウ 建設副産物適正処理推進要領（平成 14 年 5 月建設事務次官通達）

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

オ 建設工事等から生じる廃棄物の適正処理について（通知）（平成 13 年環境省）

(3) 事業者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」に基づき、産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）を利用し、適正な運搬、処理を行うこと。事業者が保管すべきマニフェストは、その写しを施工中いつでも市に提出できるようにすること。

- (4) 本事業で使用する資材については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 90 号）（グリーン購入法）の規定に従い、環境物品等の利用に努めること。
- (5) 石綿含有建材の取扱いについて、関係法令等を遵守し、適切に対応すること。各校において、事業者負担で調査・対策を実施し、必要書類を市へ提出すること。
※ただし、レベル 1 の処理が必要になった場合の対策・費用は、別途協議とする
- (6) 空調設備工事にあたって、諸官庁への各種許可申請、届出等がある場合は、統一した様式にて提出すること。
- (7) 各学校長と調整の上で、児童生徒及び教職員等の動線を考慮して工事エリアを設定すること。
- (8) 必要に応じて、カラーコーン・コーンバー等による作業区画整理や交通整理員の配置を行うこと。
- (9) 施工業務等にあたって施設に立ち入る際には、作業着や腕章等を着用し容易に識別できるようにすること。
- (10) 施工については、施設及び近隣住民の生活への影響（騒音等）に配慮し、事故及び災害の防止に努めること。
- (11) 配管・配線等の敷設については、学校活動に支障の無いよう配慮すること。
- (12) 施工業務実施に伴い発生する停電等により、施設内の設備及び保管されている物品等へ影響が生じる恐れがある場合には、市と協議の上で、適切に対応すること。
- (13) 作業にあたっては、児童生徒、教職員、保護者及び学校利用者等の安全を常に確保すること。
- (14) 火気を使用する作業を実施する際は、火気取扱いに十分注意するとともに、作業場の養生、消火設備の設置等、火災防止の徹底を図ること。
- (15) 施工期間中に対象校の器物や掲示物等を破損させないこと。万が一、破損事故等が発生した場合は、速やかに市及び対象校に連絡し、指示に従うこと。
- (16) 大型機器の搬入作業や既設受変電設備の改修等に伴う停電作業等の作業については、工事の着手前に対象校と協議し、協議の結果を市へ報告すること。

3 竣工図等の提出

施工業務に関する以下の書類を作成し、施工業務が完了した時点で直ちに、担当部署へ提出すること。なお、当該書類は、両者において適切に管理保管すること。

- (1) 竣工図 C A D データ (dwg 又は dxf) 1 式
- (2) 竣工図 P D F データ 1 式
- (3) 製品完成図 1 部 (P D F データ共)
- (4) 機器取扱説明書 1 部
- (5) 設備機器台帳 1 部 (P D F データ共)

※学校ごとの設置個所、台数、納入機器型番、空調能力、屋外機圧縮機に用いられる電動機の定格出力一覧 (7.5kW 以上)

(6) 工事記録写真（施行前・施行中・施工後） 1部

天井内、埋設部等隠ぺい部の写真は必ず撮影すること。

アルバムのサイズについては、A4サイズとする。

(7) 試験成績表（施行前・施行中・施工後） 1部

ア 耐圧試験成績表(様式3)

イ ガス漏洩試験成績表(様式4)

ウ 絶縁抵抗測定成績表(様式5)

エ 絶縁耐力試験等の受変電設備の試験成績表(書式なし)

オ 空調機試運転成績表(メーカー、施工者書式とする)

(8) その他必要とされる書類

4 実施体制

(1) 施工業務を総合的に管理する施工業務責任者を1名以上配置すること。なお、当該責任者については、選任者届(様式2-①)により、市へ報告すること。

(2) 施工業務責任者は、本事業の目的や趣旨、内容を十分理解し、次の要件を満たす者とする。

ア 事業者又は、施工業務受託企業の常勤の自社社員であること。

イ 一級施工管理技士の資格を有すること。(管工事)

ウ 現場で生じる課題や市の要望について、的確な判断が可能である者。

(3) 施工業務責任者は、設計業務責任者と兼務することはできない。

(4) 設計業務期間中に、正当な理由により施工業務責任者を変更する場合は、選任者届(変更)(様式2-②)を事前に市へ提出すること。

5 作業日及び作業時間

施工業務に係る作業日及び作業時間は、以下のとおりとする。なお、日々の給食提供に支障を来すことのないよう十分に配慮の上で、作業を実施すること。

(1) 作業日

日中作業とする。詳細条件については、学校側に負担のない作業日程を提案すること。ただし、最終的には学校と協議の上決定となる。

なお、室内作業日は次のとおりとし、通常の給食提供を妨げない工程とすること。

ア 原則 夏季、冬季および春季休業期間内

イ 例外 休日前日(主に金曜日)、土、日および祝日を含めた連休(1校当たり2回を限度とする)

※なお、週休二日制とすること

(2) 作業時間

ア 室内作業日

5(1)ア 8:30 から 16:45 まで ※片付け作業含む

5(1)イ 休日前日（主に金曜日）15:00～

給食提供日前日（主に日曜日）～12:00 ※片付け作業含む

土日の例

(金)	(土)	(日)
15時～	終日	～12時 12時～17時
←	工事	← 室内清掃 →

土日祝（3連休）の例

(金)	(土)	(日)	(祝)
15時～	終日	終日	～12時 12時～17時
←	工事		← 室内清掃 →

※室内清掃は学校で実施する

イ 室外作業日

8:30 から 16:45 まで

(3) 留意事項

ア 原則として、作業日及び作業時間は、上記のとおりとするが、可能な限り業務期間短縮に努めること。なお、やむを得ない事由により延長等が必要な場合には、事前に市及び各学校長と協議すること。

なお、時間外作業において、機械警備の調整が必要になる場合は、市の負担で対応する。

イ 作業日及び作業時間によらず、大きな騒音、振動を伴う作業を実施する場合は事前に市及び各学校長と協議し、近隣住民の生活への影響に配慮すること。

ウ 空調設備の設置工事にあたり、日々の学校給食の提供を含む学校活動に支障を来さないよう十分配慮すること。

エ 工種ごとに施設に対して損傷・汚損などが生じないように、適当な養生を施すこと。特に給食室内の作業時には、衛生面に配慮のうえ作業に努めること。

6 その他

(1) 空調設備供用開始前に試運転を行い、調整すること。また、試運転調整記録を作成し、市に提出すること。なお、試運転調整結果がメーカー基準値等の判定基準に満たない場合には、適正な是正処置を講じること。

(2) 空調設備設置により、学校活動または近隣住民の生活等に支障が生じた場合は、直ちに市教育委員会と協議の上で、設備の移設を実施すること。なお、移設に係る費用は事業者負担とする。

(3) 供用開始前に空調設備を使用できないような対策を講じること。

第5. 統括管理業務等に関する要求水準

1 業務内容

(1) 統括管理業務

本事業の設計業務、施工業務及びその他業務の全体を総合的に把握し、各業務間の連絡調整を適切に行う。

(2) 市との連絡調整

各業務に係る情報や業務調整状況について、その内容を市へ適宜報告し、確認を得ること。

2 基本事項

(1) 各業務責任者と共に業務スケジュールを管理し、業務予定スケジュールを遵守すること。

(2) 事業全体を総合的に管理できるよう各業務を担当する企業との連携を図ると共に、責任分担を明確にした業務実施体制を構築すること。

(3) 各業務の履行状況を把握し、本書を満足できているかを管理すること。

(4) 各業務責任者及び各業務担当者が業務を円滑に遂行し、法令を遵守するよう管理監督すると共に必要に応じて指導すること。

(5) 各業務責任者が作成の上で、市に提出する各書類について、市への提出前に本書に適合しているかを確認すること。

(6) 各業務責任者を集めた会議を定期的に開催し、情報共有や業務調整を適切に行うこと。また、その内容を市へ報告し確認を得ること。

3 実施体制

(1) 本事業の設計業務、施工業務及びその他業務の全体を総合的に把握し、各業務間の連絡調整を適切に行う統括管理業務責任者を業務期間にわたり1名配置すること。なお、当該責任者については、選任者届（様式2-①）により、市へ報告すること。

(2) 統括管理業務責任者は、事業者又は設計業務受託企業、施工業務受託企業の常勤の自社社員とすること。

(3) 統括管理業務責任者は、担うべき業務範囲の役割を確実に遂行できる場合に限って、設計業務責任者、施工業務責任者の内、一つに限り兼務することができる。

(4) 統括管理業務責任者は、本事業の目的や趣旨、内容を十分に理解し、次の要件を満たす者とする。

ア 設計業務、施工業務及びその他業務を総合的に統括管理し、本事業を取りまとめることができる者。

イ 現場で生じる課題や市の要望に対し、的確な判断が可能な者。

- (5) 業務期間中、正当な事由により統括管理業務責任者を変更する場合は、選任者届（変更）（様式2-②）を市に提出すること。

第6. 関係機関への届出等

事業者は、関係機関へ必要な届出を行うこと。また、関係機関と協議を実施した場合は、その内容について議事録を作成すること。

第7. 学校との調整

全校共通

- (1) 期間中は、各校において行事のほか、給食室においては厨房機器保守点検業務や換気扇等の清掃業務等を含む様々な業務の実施を予定しているため、これらを踏まえて学校と日程調整等を行うと共に、他業務との調整の上、実施すること。

また、給食室内の厨房機器更新及びそれに伴う工事等を予定している学校があるため留意すること。空調設置工事の際は、市及び学校長とスケジュール等を調整の上で、両事業に支障を来さないように配慮すること。

- (2) 食材・食器等搬入搬出作業の妨げにならないよう食材等配送業者と十分調整を行い、業務を円滑に進めること。
- (3) 授業実施日においては、登校時間帯（概ね7:45 から 8:30）までは工事車両の通行は避けること。

対象施設一覧表

No.	対象施設（学校名）	所在地
1	追浜小学校	横須賀市鷹取 2 丁目16番 1 号
2	夏島小学校	横須賀市浦郷町 4 丁目35番地
3	浦郷小学校	横須賀市追浜東町 2 丁目14番地
4	鷹取小学校	横須賀市湘南鷹取 4 丁目 7 番 1 号
5	船越小学校	横須賀市船越町 5 丁目34番地
6	逸見小学校	横須賀市西逸見町 1 丁目14番地
7	沢山小学校	横須賀市東逸見町 3 丁目35番地
8	汐入小学校	横須賀市汐入町 2 丁目53番地
9	田戸小学校	横須賀市米が浜通 2 丁目12番地
10	山崎小学校	横須賀市三春町 6 丁目 4 番地
11	豊島小学校	横須賀市上町 3 丁目21番地
12	鶴久保小学校	横須賀市不入斗町 1 丁目 1 番地
13	公郷小学校	横須賀市公郷町 4 丁目 5 番地
14	池上小学校	横須賀市池上 3 丁目 5 番 1 号
15	城北小学校	横須賀市平作 1 丁目 6 番 1 号
16	衣笠小学校	横須賀市小矢部 2 丁目16番 1 号
17	大矢部小学校	横須賀市大矢部 3 丁目26番 1 号
18	森崎小学校	横須賀市森崎 3 丁目13番 1 号
19	大津小学校	横須賀市大津町 3 丁目24番 1 号
20	根岸小学校	横須賀市大津町 5 丁目 5 番 1 号
21	馬堀小学校	横須賀市馬堀町 4 丁目10番 1 号
22	望洋小学校	横須賀市桜が丘 1 丁目50番 1 号
23	浦賀小学校	横須賀市浦賀 3 丁目 8 番 1 号
24	小原台小学校	横須賀市小原台 3 番 1 号
25	鴨居小学校	横須賀市鴨居 3 丁目 1 番 6 号
26	高坂小学校	横須賀市西浦賀 3 丁目 1 番 1 号
27	岩戸小学校	横須賀市岩戸 5 丁目20番 1 号
28	久里浜小学校	横須賀市久里浜 6 丁目 6 番 1 号
29	明浜小学校	横須賀市久里浜 6 丁目 7 番 1 号
30	神明小学校	横須賀市神明町407番地
31	栗田小学校	横須賀市ハイランド 2 丁目41番 1 号
32	野比小学校	横須賀市野比 1 丁目25番 1 号
33	野比東小学校	横須賀市野比 4 丁目 6 番 1 号
34	北下浦小学校	横須賀市長沢 1 丁目29番 1 号
35	津久井小学校	横須賀市津久井 5 丁目 2 番 1 号
36	長井小学校	横須賀市長井 5 丁目 9 番 1 号
37	富士見小学校	横須賀市武 3 丁目19番 1 号
38	武山小学校	横須賀市太田和 3 丁目 1 番 1 号
39	荻野小学校	横須賀市荻野 8 番 1 号
40	大楠小学校	横須賀市芦名 1 丁目29番18号
41	ろう学校	横須賀市 岩戸 5 丁目 6 番 4 号
42	養護学校	横須賀市 森崎 5 丁目13番 1 号